

# 平成18年度 東大和市立第四小学校体罰防止プラン

## 関係法令等

- ・日本国憲法
- ・教育基本法
- ・学校教育法
- ・地方公務員法
- ・学習指導要領
- ・人権教育及び人権啓発に関する法律
- ・人権教育・啓発に関する基本計画
- ・人権教育の指導法等の在り方について
- ・東京都人権施策推進指針
- ・東京都教育委員会教育目標
- ・東大和市教育委員会教育目標

## 背景等

- ・保護者の願い
- ・地域社会の実態や願い
- ・社会状況や生活環境の変化
- ・価値観の多様化
- ・少子高齢化
- ・核家族化
- ・家庭や地域の教育力の課題

## ◇学校経営の目標

- ・「夢をはぐくみ楽しく充実した学校」を創る。
- ・「よく考える子」「思いやりのある子」「たくましい子」を育成する。
- ・保護者、地域の人々、市民の信託に応える学校を創る。

## 人権教育の目標及び課題

- 人権教育の年間指導計画を作成し、実践を通して人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが実際の態度や行動に現れるよう指導する。
- ・望ましい人間関係を育成し生き生きと学校生活を送ることができるようにする。
  - ・指導法の工夫や発達段階に応じた適切な指導を実践する。
  - ・体験的な諸活動を通して社会性豊かな人間性をはぐくむ。

**体罰や行きすぎた指導を絶対しない、許さない、防止する**

指導状況や児童の実態の把握

	◇学校体制	◇教員の自覚と認識	◇生活指導体制	◇保護者・地域等との連携
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体罰を引き起こす土壌や、体罰を許す考え方がないか日常的に点検する。</li> <li>・学校全体で連携指導し抱え込みを防止する。</li> <li>・教育相談体制を充実し子どもの悩みや不安の潜在化、深刻化を防ぐ</li> <li>・体罰をしない生活指導の在り方を研究する。</li> <li>・不適切な指導や体罰の疑いがある指導について教職員相互が点検できる環境にする。</li> <li>・研修会や情報交換等の内容や運営方法を工夫し、日常的に意見を交流できる環境をつくる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体罰は子どもの人権および人間としての尊厳を損なう行為であり、子どもと教職員の信頼関係を根底から崩すという認識をもつ。</li> <li>・体罰を否定し見逃さないことが教職員の責務であることを自覚する。</li> <li>・体罰は子どもにも不信感を抱かせ、それを制止できない教員も体罰を容認することであり学校全体の信頼を失うことを自覚する。</li> <li>・長期的な視野で子どもの成長を願う心の余裕をもつ。</li> <li>・子どもの話をじっくり聞き時間をかけ根気よく指導をする。</li> <li>・教職員はカウンセリングマインドを身に付ける。</li> <li>・考え方が多様化していることを理解し、日常的に子どもの実態を把握するとともに、子どもの心理・行動様式の変化を踏まえた対応について研究し実践する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全教職員の共通理解・共通実践のもとで組織的に取り組み、子ども、保護者の心に迫る生活指導を目指し信頼関係の確立を図る。</li> <li>・子どもに話す機会を十分に与えたり、複数教員で指導に当たる等の配慮をして、子どもを多面的な視点で理解するとともに発達・成長過程を考慮する。</li> <li>・長期的な視点に立ち、魅力ある学校づくりに努める。</li> <li>・問題行動にかかわる事例の研究や全国的な動向等についての研究に努め実践に生かす。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校が中心となり、地域ぐるみの青少年健全育成の在り方等について研究し、保護者・関係諸機関・地域住民等との情報交換や意見交換ができる機会を増やす。</li> <li>・様々な機会に学校の教育方針や教育活動を明確にし、理解と協力を求める。</li> <li>・学校は地域の一員であるという認識に立ち、いつでも保護者や地域住民が学校を訪問できる環境整備に努め、開かれた学校づくりに努める。</li> <li>・保護者の願いや思いを受け止め子どもの成長への手だてをともに考える誠実な姿勢をもつ。</li> </ul>
具体的な方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日常的に管理職が授業観察等で指導状況や子どもの様子を把握し、体罰を起ささないよう指導・助言を行う。</li> <li>○職員会議や年3回の生活指導全体会、週1回の生活指導打ち合わせを有効活用し、体罰を防止する職場環境を醸成する。</li> <li>○夏季休業中の12日間の教育相談体制や個人面談の設定(保護者・子ども)を通して問題の早期発見、早期解決をする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○年3回の服務事故防止研修会による教職員の自覚・認識を高揚する。</li> <li>○毎月の職員会議で具体資料を使うなどして体罰について自己点検する。</li> <li>○人権教育プログラムの活用などを通して教師の人権感覚を高め、自己研鑽をする。</li> <li>○様々な研修会への積極的な参加により問題行動等への指導の在り方を身に付ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活指導部の機能を生かし、生活目標への取り組みを具体化し子どもの変容を評価し次の手だてに生かす。</li> <li>○週1回の生活指導打ち合わせ等で情報を交換し共通実践をする。</li> <li>○「あんぜん あいさつ あつまり あとしまつ」を徹底し、よい行いをする学校風土をつくる。</li> <li>○指導見直しの視点(人権教育プログラム)を活用して指導改善をする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者会、個人面談、教育相談、連絡帳等を生かし保護者の願いや思いを理解し指導に生かす。</li> <li>○学校、学年、学級だよりを通じて積極的に学校の教育方針や指導内容を発信し、具体的な子どもの状況や変容を知らせ理解や協力を得る。</li> <li>○地域行事やPTA行事に全職員が年2回以上は参加し情報を得るとともに地域貢献をする。</li> <li>○子どもにかかわる多方面からの情報を受け止め早期に適切に対応する。</li> </ul>
<p>○体罰は人権侵害であり違法であることを常に確認する。 ○一人一人の子どもの人権を守る。                  ○人権尊重の理念を十分理解し人権感覚を磨く。                  ○教師の専門性、指導技術を高めるために日々研鑽をする。○学校の教育活動を常に検証をする。</p>				